

立川市学校給食運営審議会委員市民公募要領

(目的)

第1条 この要領は、立川市学校給食運営審議会条例（昭和50年6月26日条例第30号）第3条（2）及び立川市審議会等委員市民公募要綱（平成12年10月13日市長決定）の規定に基づき、立川市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）の委員を市民公募することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(公募人員)

第2条 公募する人員は、2人とする。

(公募期間)

第3条 公募期間は、令和7年6月25日から令和7年7月31日までとする。

2 期間中に応募が無い場合は、後日改めて期間を定め、公募を実施することとする。

3 期間中の応募が1人の場合は、応募した1人について選考を行い、後日改めて期間を定め、公募を実施することとする。

(応募資格)

第4条 委員に応募することができる者は、原則として、募集期間の末日において次の各号に掲げる要件を有しているものとする。ただし、市の常勤の職員及び議会議員は、応募することができない。

(1) 18歳以上であること。

(2) 市内に引き続き3月以上住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。

(委員の任期)

第5条 公募する委員の任期は委嘱の日から2年間とする。

(応募手続)

第6条 委員に応募しようとする者は、募集期間内に、封書または電子メールにより、次の各号に掲げる事項を記載し、提出するものとする。

(1) 氏名

(2) 住所及び電話番号

(3) 年齢

(4) 性別

(5) 職業

(6) 市が指定した課題に対する意見、要望等(1,200字以内において別に定めた字数)

(選考委員会)

第7条 委員の選考に当たって、公平な選考及び責任の明確化を図るため、立川市学校給食運営審議会委員市民公募選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会に委員長を置き、教育部長を充てる。
- 3 選考委員会の委員は、次の各号に定める者により構成する。

- (1) 教育委員会事務局教育部指導課長
- (2) 教育委員会事務局教育部学校給食課長
- (3) 教育委員会事務局教育部学校給食課東調理場係長
- (4) 教育委員会事務局教育部学校給食課西調理場係長

(選考基準)

第8条 委員の選考は、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 職業、地域、団体及び年齢による偏重を避けるよう努めること。
- (1)の2 過去3年間程度において、公募による審議会等の委員に選任されている者については、できるだけ選任を避けるよう努めること。
- (2) 市政に関する理解及び関心を有すると認められること。
- (3) 第6条第6号に掲げる意見、要望等（以下「意見、要望等」という。）の採点結果
- (4) 審議会・懇談会等の設置運営について（平成10年2月市長決定）及び審議会等への女性委員の登用について（平成12年3月市長決定）に示されている市の方針

(採点基準等)

第9条 意見、要望等の採点基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 課題に対する理解度
- (2) 文章のわかりやすさ
- (3) 立場の中立性・公平性
- (4) 行政に対する熱意
- (5) 内容の充実度・提案力の有無
- (6) その他必要と認められること

2 採点は、前項各号に掲げる事項についてそれぞれ5段階評価し、その合計による順位付けを行うものとする。

3 採点は、公平性及び客観性の観点から、氏名等の個人情報を伏せて行うものとする。

(通知)

第10条 選考結果については、応募した者全員に速やかに通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月25日から施行する。